

奈良県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第三十三号

奈良県部設置条例の一部を改正する条例

奈良県部設置条例（平成七年三月奈良県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条（見出しを含む。）中「福祉医療部」を「福祉保険部」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。